

社団法人デジタル放送推進協会の入会基準・規則

(目的)

第1条 この入会基準・規則は、社団法人デジタル放送推進協会(以下「本協会」という。)定款第6条の規定に基づき本協会に入会することのできる基準及びロゴ使用に関する規則を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 本協会に、会員として入会しようとする法人又は団体は、本協会に入会している正会員のうち2法人(又は団体)以上の正会員の推薦を有する書類を添えて入会の申請書を提出しなければならない。

申請法人又は団体が2法人(又は団体)以上の推薦を集められない場合は、2人以上の本協会理事の推薦により同条件を満たしたものとする。

- 2 本協会に、会員として入会しようとする法人又は団体は、法人(又は団体)登記をしていることとする。
- 3 第2条第1項の申請書を受理したときは、本協会は、定款第6条の規定に基づき理事会においてその可否を決定し、理事長が申込みを行った法人又は団体に通知するものとする。

(遵守)

第3条 会員は「定款第7条から第11条」及び「定款の運用及び会費等に関する規定 第2条から第6条」を遵守するものとする。

- 2 本協会が管理している各種ロゴデータの販促物、メディア及び商品等での使用を希望する場合は、専用フォーム又は専用申込書にて申込むものとする。
- 3 Dpa ロゴを会員の名刺等で使用することは原則として禁止する。
本協会のロゴ等の使用に関する問い合わせは、本協会 総務部とする。